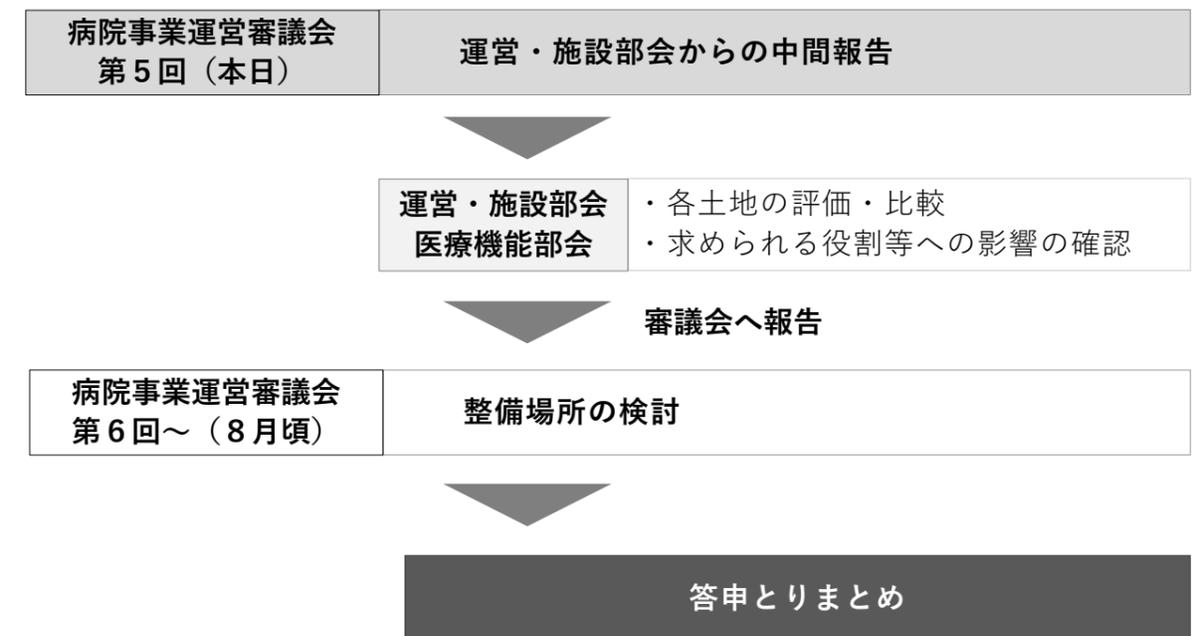


今後の進め方について

1 これまでの市民病院のあり方検討内容



2 検討のプロセス（予定）



3 医療機能部会の開催

土地の評価・比較後に、医療機能部会報告書で示されている「市民病院の医療機能についての確認」をする必要があること、また、これまで審議会や運営・施設部会において周辺医療機関への影響なども含めて検討するよう意見があっていることから、外部の専門家で構成する医療機能部会を開催し、意見を聴取する。

《医療機能部会の概要》

項目	内容
名称	医療機能部会
所掌事務	専門部会は市民病院の役割と医療機能を検討し、審議会に対し意見報告を行う
委員数	8名以内
委員構成	以下の各号に定める基準により、審議会会長が任命 (1) 地域医療を代表する医療関係者 (2) 市民病院の体制づくりに影響の大きな病院 (3) 救急・災害・感染症医療を提供する医療関係者 (4) 高度・先進医療を提供する医療関係者 (5) 医療経営について専門的知見を有する学識経験者
任期	審議会への意見報告まで

《設置規定》福岡市病院事業運営審議会医療機能部会設置要綱※資料5